

日本知的財産仲裁センターの活用の手引き

日本知的財産仲裁センター
広報部会*

抄録 1998年3月に、日本知的財産仲裁センターは、知的財産専門のADR（Alternative Dispute Resolution 裁判外の紛争解決）機関として創設されました。当センターにおける裁判外紛争解決及びその他のサービスの重要ポイントについてまとめました。

Q 1 日本知的財産仲裁センター（以下、「センター」と言います）とは、どのような目的で作られた機関ですか？

A 1 紛争を解決する手段は裁判だけではありません。裁判によらず、調停や仲裁等によって紛争を解決する機関をADR（Alternative Dispute Resolution 裁判外の紛争解決）機関といい、世界各国において活用されています。

知的財産の紛争の適切な解決には専門性が必要です。日本にも公的または民間による様々なADR機関がありますが、知的財産を専門とするADR機関はありませんでした。

そこで、日本弁護士連合会と日本弁理士会は、1998年3月に、知的財産専門のADR機関として当センターを創設しました。なお、設立当初の名称は「工業所有権仲裁センター」でしたが、2001年4月に「日本知的財産仲裁センター」に改め業務範囲を知的財産に拡大しました。

Q 2 センターではどのような業務を行っていますか。

A 2 当センターでは、弁護士、弁理士、学識経験者がそれぞれの知識と経験を活かして、相談、調停、仲裁、センター判定、

ドメイン名紛争裁定、必須判定などにより、知的財産権に関する様々な問題を解決します。

Q 3 裁判ではなく、センターにおける紛争解決を選択するメリットは何ですか。

A 3 メリットとしては、「非公開性」、「柔軟性」、「専門性」、「中立・公正性」、「任意性（A 5参照）」が挙げられます。

「非公開性」：開発機密、営業秘密や職務発明対価請求など、秘密の公開を避けたい事案について、手続の公開を原則とする裁判手続においては、そのために多大なリスクと負担が伴います。これに対して、調停も仲裁も、裁判とは異なり非公開で行われ、申立てがあったことも、その間の提出書類及び手続の結果についても、一切、秘密厳守されますので、公開リスクを心配せずに、紛争解決を進めることができます。

「柔軟性」：全ての手続に必要な書式はセンターのホームページ（<http://www.ip-adr.gr.jp/>）から入手できます。基本的な主張立証が提出されて手続が始まれば、あとは裁判と異なり、柔軟な手続進行が可能です。また、「調停から仲裁」、「仲裁から調停」、「センター判定から調停

* PR Committee of the Japan Intellectual Property Arbitration Center

または仲裁へ」の移行も柔軟にできます。

「専門性」、「中立・公平性」：また、知財分野の専門経験に裏付けられた「専門性」と「中立・公平性」を両立させるために、センターでは、具体的な事件を担当する仲裁人等を指名する前に、必ず、仲裁人等の候補者から、所定の書式による利害関係・中立性・公平性に関する言明書を提出して頂き、候補者（及び候補者が所属する法律事務所・特許事務所に在籍する弁護士・弁理士、一定の血族・親族等）が申立人、相手方及び当該事案と利害関係がないことを確認し、さらに、手続中に該当事由が生じた時にはただちにセンターに開示することを誓約して頂いております。

また、仲裁の申立人及び被申立人は、事件に関し利害関係を有すると思われる第三者を利害関係者として指定する特定利害関係者指定書を提出することができます。

Q 4 調停人、仲裁人等の専門性はどのように担保されていますか？

A 4 センターでは、センターの設立及び運営を共同で行う、日本弁護士連合会と日本弁理士会の両会から、知財分野の専門経験を有する者として、調停人、仲裁人、判定人、必須判定人候補者（以下、「仲裁人等候補者」と言います）の推薦を受けており、もっぱら、このようにして推薦された弁護士、弁理士、及び知財法専門の学識経験者からなる候補者名簿を作っています。そして、実際にセンターに事件の申立てがあると、この候補者名簿から、利益相反関係なきことを確認した上で仲裁人等を選びます。候補者名簿には、裁判所の知的財産専門部を退官された元裁判官や、日本の知財の第一線の専門家が含まれています。

また、ドメイン紛争裁定や必須判定業務など、特定分野の業務については、当センターでは仲裁人等候補者に対する研修を随時行っています。

Q 5 センターに調停を申立てると、手続はどのように進みますか？

A 5 調停（Mediation）は、和解（民法695条、696条）のための仲介・あっせん手続です。通常2名の調停人の意見や判断をもとに、当事者が合意して和解契約等を結ぶことにより、事件を解決します。

① センターに調停を申立てます。

紛争解決を調停に付す旨の合意が事前にかわされていない場合でも調停を申立てることができます（この点が仲裁と異なります）。従って、契約関係にない当事者間では、まず、調停手続を活用することになります。

② センターでは、調停申立てを受理すると、被申立人に対して、申立書等一式を送付し、送付から原則として14日以内に、調停手続に応じるかどうかの回答を求めます。

裁判や仲裁と違って、調停手続に応じるかどうかは被申立人の自由（任意）です。また、いったん、調停手続を開始しても、申立人・被申立人は、各自の任意により調停手続を途中で脱退・終了することもできます（任意性のメリット）。ですから、センターでは、調停申立書を受領された被申立人に、まずは調停手続に応じてみることをお勧めしています。

③ 被申立人が調停手続に応じることを承諾（応諾）すると、センターは利害関係がないことを確認した上で（A3参照）、通常、弁護士と弁理士の2名の調停人を選任します。

Q 6 解決までの期間はどのくらいですか？

A 6 ADR選択のメリットの一つは迅速な解決です。当事者の協力度合いや事案にもよりますが、調停の場合、解決までに要した日数は、平均176日、最短処理日数は65日となっております。当事者が迅速な解決を希望している場合、集中的に時間をかけ、かつ、期日

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の間隔を短くして審理を行うようにしています。

センターでは、申立てがあった後、できるだけ早く第1回の期日を開催できるように、申立から第1回期日の開催までのフローチャートを作成し、このフローに沿って手続を進めるようにしています。また、調停は、3回の期日、第1回期日から6ヶ月以内で終了することを目標としています。これまでの解決例では、調停の場合、平均期日回数は4回、最短期日回数は2回となっています。

Q 7 仲裁手続は、法律上、調停とどう違いますか？

A 7 仲裁 (Arbitration) は、法律上、以下の点で、調停 (A 6 参照) と異なります。

① 仲裁は、手続開始要件として、申立て前における両当事者間の仲裁合意が必要です。

② 仲裁の被申立人は仲裁手続の途中で脱退することはできません。

③ 仲裁判断についての裁判所に対する取消し申立て事由は限定されており (仲裁法44条)、原則として認められません。

④ 仲裁判断は確定判決と同じ効力を有し、裁判所の執行決定により執行力が付与されます (仲裁法45条、46条)。最高裁までの三審制をとる裁判と違い、仲裁には終局的解決に時間を要しないという利点があります。

Q 8 センターの仲裁手続について教えてください。

A 8 センターの仲裁手続は、3人の仲裁人の合議体により行われます。仲裁人は、センターが仲裁人候補者名簿から弁護士、弁理士を含む3人を選任します (A 3, 4 参照)。各当事者が各1人選任しセンターが1人選任することも可能です。

Q 9 調停・仲裁手続はどこで行われるのですか？

A 9 高等裁判所の管轄と同様に、センターも、東京本部、関西支部、名古屋支部及び北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所 (2009年度から設置) 及び九州支所の8つの拠点をもっています。調停・仲裁は、これらの各地の弁護士会館、弁理士会館その他センターが指定する場所で行われます。

また、当事者双方の住所等によって、希望の場所があるときは、センターにご相談下さい。このほか、電話会議、TV会議が活用できる場合もあります。

Q 10 センター判定とは、どのような制度ですか？

A 10 センター判定は、判定人が、範囲判定 (技術的範囲に属するか) や、無効判定 (無効理由があるか) を行う制度です。判定人は、センターが判定人候補者名簿から弁護士1人、弁理士1人を選任します。特許庁の判定との違いは、①無効判定があること、②申立人と被申立人との当事者対立構造で行う双方判定のみならず、申立人が提出した主張及び証拠資料に基づいて行う単独判定があること (審理も判定結果も非公開なので相手方に知られない) が挙げられます。

Q 11 センター判定はどんなときに使えますか？

A 11 センター判定は、こんなときにお使いいただけます。①侵害警告を受けたときや警告するとき。②研究テーマ選定時、新製品の製造・販売開始時。③商品について顧客から判断を求められたとき。④特許無効についての判断が必要なとき。⑤侵害訴訟資料作成時。⑥ライセンス交渉、水際差止めの申立て資料。⑦仮処分・証拠保全の資料。なお、「センター

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

必須判定」は、パテントプール形成段階で必須特許の判定を行うもので当センターは日本における必須特許判定機関としてその実績を国内外に知られています。

Q 12 費用について教えてください。

A 12 一審ごとに訴額に応じた訴訟印紙を貼らなければならない訴訟に比べて、センターADRは費用面でずっと有利です。各種費用は以下の通りです。

① センターの調停手続

申立手数料5万円。調停申立が却下された場合、または被申立人が調停の申立に応じなかった場合には、納付した申立て手数料5万円から事務処理手数料2万円を差し引いた金3万円を申立人に返還します。その他にかかる費用としては、期日手数料（各当事者につき1回毎に5万円）と和解契約書作成立会い手数料（各当事者につき、原則15万円）があります。

【参考】標準的調停手数料総額（調停期日3回で和解成立の場合）：申立人35万円・被申立人30万円

② センターの仲裁手続

申立手数料 10万円、期日手数料（各当事者、1回毎に10万円）、仲裁判断書作成手数料（各当事者、20万円）です。

【参考】期日5回で仲裁手続が終了した場合の手数料総額：申立人80万円、被申立人70万円。

③ センター判定

申立手数料（単独判定31万5千円、双方判定42万円）及び口頭審理期日の手数料（1回につき10万5千円）です。

【期日1回の場合の手数料合計概算】

単独判定42万円。双方判定：申立人52万5千円。被申立人10万5千円。

Q 13 ライセンス契約、職務発明規程など、知財関連の契約書に、センターを活用する調停条項または仲裁条項を入れる場合の参考条項案を教えてください。

A 13 以下の条項案をご参照ください。
【参考調停条項案】

第〇条（紛争の解決）

この契約に定めのない事項及び本契約の運用上生じた疑義ないし紛争については、[まず甲及び乙の協議の上、円満解決を図るものとし、当事者間で解決されない場合には、] 日本知的財産仲裁センターにおける調停に付するものとする。調停地は〇〇とする。

【参考仲裁条項案】

第〇条（紛争の解決）

この契約に起因または関連する甲乙間の一切の紛争は、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に基づく仲裁に付し、その仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は〇〇とする。

【参考英文仲裁条項案】

Article (Dispute Resolution)

Any dispute arising from or related to, this Agreement shall be referred to and finally determined by arbitration in accordance with the Arbitration Rules of the Japan Intellectual Property Arbitration Centre. The place of arbitration shall be ____, Japan.

【解説】[まず～]の部分は必須ではありません。入れる場合は協議期間を限定してもよいでしょう。調停・仲裁地はQ9の8ヶ所から選択して下さい。仲裁により最終的解決されることは有効な仲裁合意となる為の要件ですのでこの下線部分は必ず規定して下さい。特に、中国のように、我が国と判決執行の相互保証のない国との契約では仲裁条項が有益です。

（原稿受領日 2008年11月12日）